

# 自動車登録関係について (参考資料)

平成18年4月7日

国土交通省

【国土交通省】

## 自動車登録関係

【定員純減に向けた検討の方向】

自動車登録業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

【現時点における検討結果】

- 1．自動車の登録は、自動車に係る各種行政上の権利義務の明確化等のために必要な情報を記録・管理する行政登録の目的をもっており、登録を受けなければ、自動車を運行の用に供することはできないこととされている（法律上罰則の対象となる。また、一定の場合はナンバーを取り上げることとなる）。このように、自動車の登録は、国民の権利を直接に制限し義務を課すものであり、国が厳正に行う必要がある。
- 2．また、自動車の登録は、自動車の取引の安全を確保するため、自動車の所有権を公証するものであり、詐欺、盗難等による不正登録が行われないように、国という最も信頼のある主体が、公正中立な立場で、厳正に所有権の所在を審査する必要がある。
- 3．さらに、自動車の登録は、治安、徴税、不正輸出の防止など他の行政の遂行に必要な不可欠な情報を提供し、これらの行政当局と緊密な連絡調整を行うことで、こうした行政の適確な遂行を支えている。このため、自動車の登録が適切に行われなければ、治安、交通取り締まり、徴税、不正輸出の防止等といった各種行政の遂行に支障が生ずるおそれがあり、自動車の登録については、これらの行政当局と連携を図りながら、国が責任をもって業務を遂行する必要がある。
- 4．また、自動車登録業務は、上記に述べたように厳正に審査を行いつつ、かつ即時的に処理しなければならない業務であることから、申請の受理から登録・関係書類の交付までを、職員が状況に応じて柔軟に連携しながらチームを組んで一体的、効率的に処理を行っており、一部業務を切り出して、民間委託等を行うことはできない。
- 5．さらに、自動車登録業務に携わる要員は、上述の登録業務以外にも、回送運行の許可、職権抹消、警察からの捜査照会対応等の業務を行っており、これらの業務についても、国民の権利義務に直接関わる行政行為等であり、また、関係機関との円滑な連携という観点から、国自ら行うべき業務である。
- 6．なお、自動車登録に関連する業務のうち、非裁量的・定型的な業務である印紙の売りさばき、自動車登録番号標（ナンバープレート）の交付、封印の取り付けの業務については、既に、道路運送車両法等に基づいて民間に委託している。

# 自動車の登録制度について

## 1. 自動車登録の意義・目的

### 行政登録としての目的

自動車の保安基準適合性の確保、犯罪捜査、交通取締り、納税など自動車に係る各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持のために必要な情報を記録・管理すること。

### 民事登録としての目的

自動車の取引の安全を確保するため、所有権の公証を行うこと。

自動車は登録を受けなければ運行の用に供することができない(法律に基づく罰則あり)。

## 2. 自動車登録の種類等

登録を受けていない自動車(新車等)の新規登録(平成16年度：496.5万件)

所有者の変更があった場合の移転登録(平成16年度：617.7万件)

所有者の住所、氏名等に変更があった場合の変更登録(平成16年度：179.4万件)

自動車が滅失・解体した場合等の永久抹消登録(平成16年度：9.9万件)

自動車を輸出した場合の輸出抹消登録(\*輸出予定日が17年7月以降のものについて適用)

自動車の使用を一時的にやめた場合の一時抹消登録(平成16年度：486.7万件)

自動車登録ファイルに記録されている事項に関する証明書の交付(平成16年度：324.3万件)

### 3. 上記2以外の自動車の登録制度を支える各種の登録関係業務

#### 回送運行許可業務

販売用自動車等の回送を業とする者が回送運行の許可を受ければ、登録を受けていない自動車でも運行可能とされており(道路運送車両法第36条の2)、運輸支局等において、年間約10万件程度、申請に基づき回送運行許可証及び回送運行許可番号標(ナンバープレート)を交付している。

#### 臨時運行許可業務

試運転の場合や登録・検査手続の回送等の場合は、臨時運行の許可を受ければ、登録を受けていない自動車も運行可能とされており(道路運送車両法第34条)、運輸支局等において、年間約500件程度、申請に基づき臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(ナンバープレート)を交付している。

#### 職権抹消

自動車が、解体・滅失等しているにもかかわらず、抹消登録を行わない者に対しては、国は、手続を行うべく催告した後、職権で抹消登録することとされている(道路運送車両法第15条第4項、第5項)。

具体的には、車検証の有効期間が切れて3年以上経過した自動車(毎年100万台以上)について、自動車税の課税確認、所有者に対する催告葉書の送付による現状確認等を行った上で、年間約10数万件程度、職権で抹消登録を行っている。

#### 警察からの捜査照会対応

交通の取り締まりや犯罪捜査のために、自動車の登録情報について、警察から電話又は文書による情報提供が求められており(年間約1万件超)、申請書類の確認、写しの作成・送付、登録情報の検索(一部不明の情報については、繰り返し検索等)等の対応を行っている。

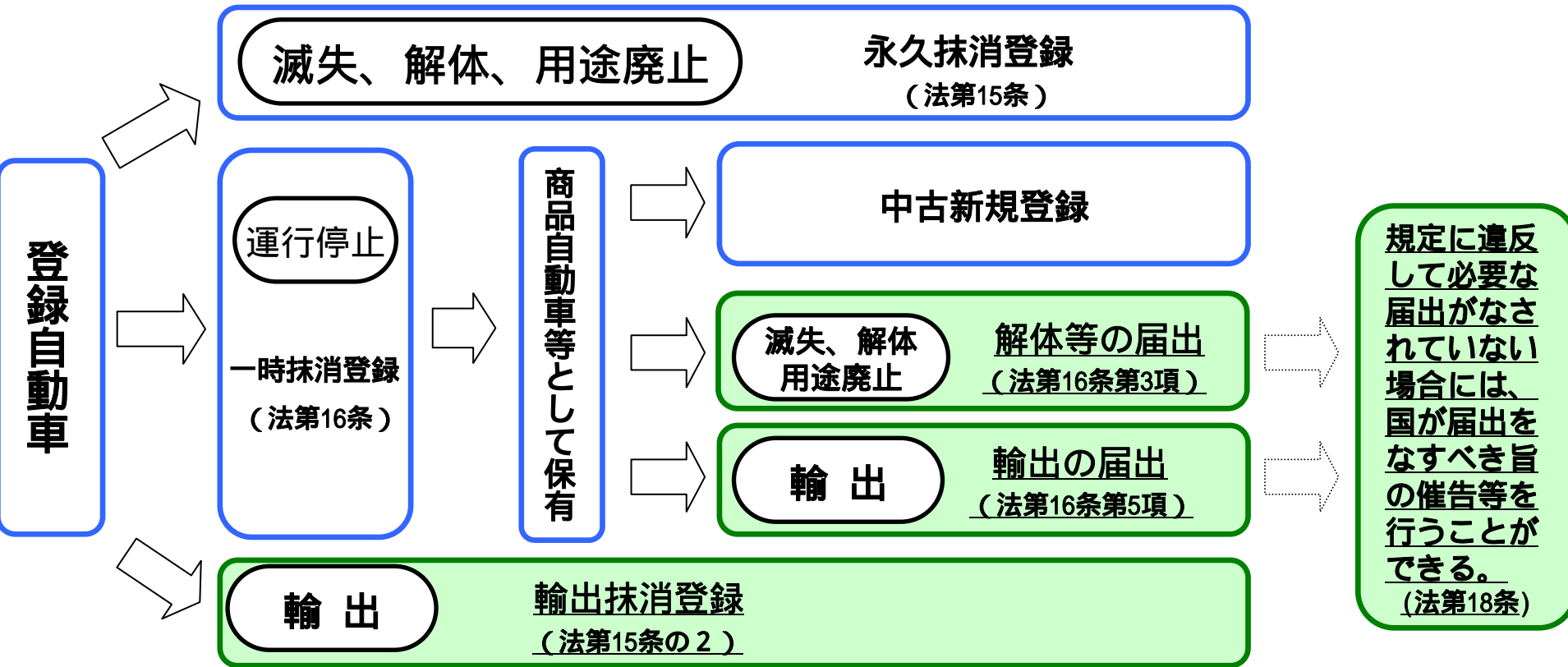
#### 自動車登録番号標交付代行者、封印取付受託者の指導・監督

自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付及び封印の取り付けについては、それぞれ、自動車登録番号標交付代行者、封印取付受託者に行わせているが、こうした者が適正に業務を行うよう国が指導・監督を行っている。

#### 各種相談業務

自動車の登録手続や上記業務に関して、一般の自動車ユーザーや事業者からの各種問い合わせ対応を行っている。

# 新たな自動車登録関係業務について ～ 抹消登録制度の改正〔平成17年1月施行〕～

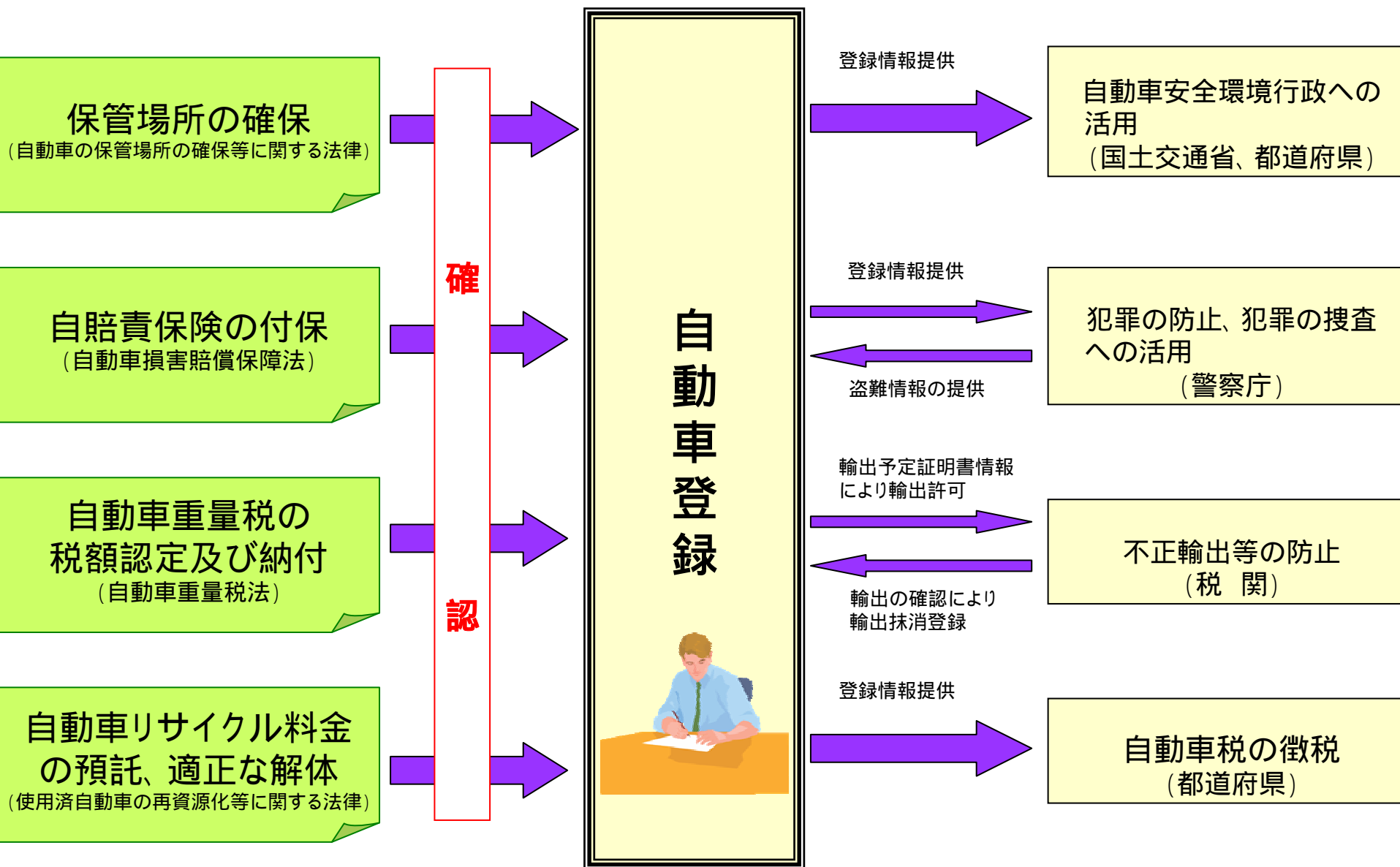


## 自動車重量税還付制度

自動車が適正に解体された場合には、永久抹消登録及び解体の届出の際に、自動車重量税の還付請求申請を行うことができる。

は、平成17年1月から施行された新たな業務

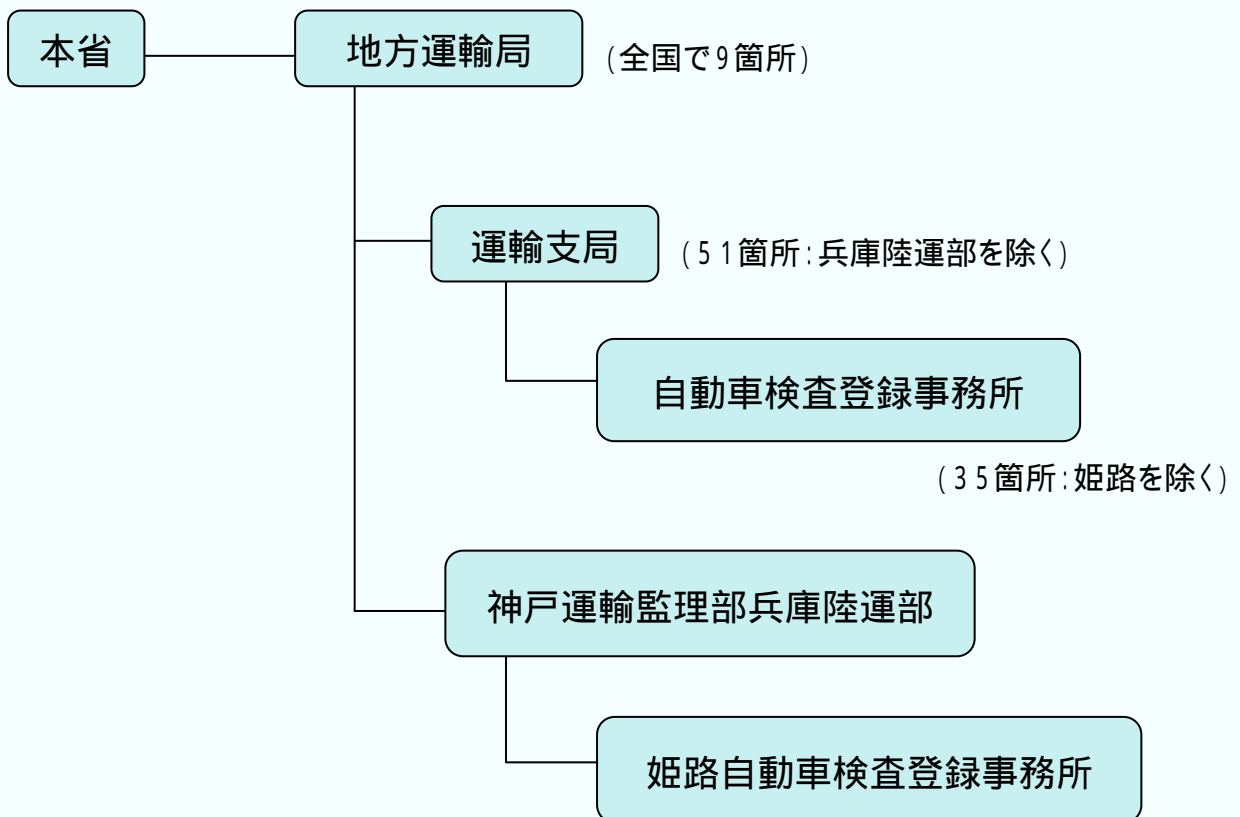
# 自動車の登録は、他の各種行政・制度を支えるものであり、相互に連携



# 自動車登録業務の実施体制

全国で52運輸支局等、36自動車検査登録事務所において、900人の職員(平成17年度末定員数。自動車検査登録事務所長を除く。)が自動車登録業務に携わっている。

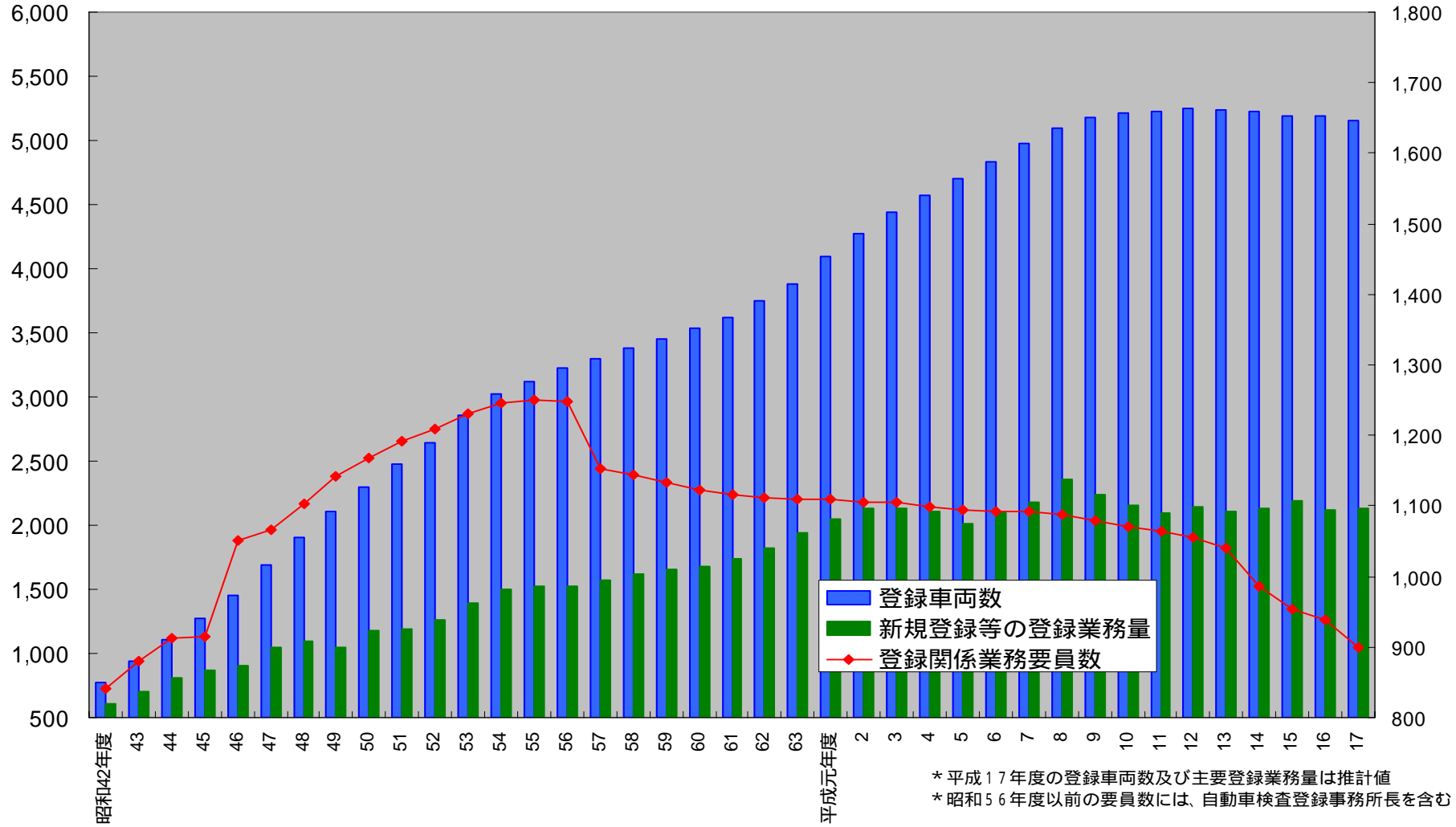
一定の知識・経験を有すると認められる者を道路運送車両法に基づき、自動車登録官として国土交通大臣が任命。



# 自動車登録業務の主要業務指標と定員の推移

(万台、万件)

(人)



\* 平成17年度の登録車両数及び主要登録業務量は推計値  
 \* 昭和56年度以前の要員数には、自動車検査登録事務所長を含む



# 登録関係業務要員数の推移

(単位：人)

年 度	S 42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
人 数	841	880	913	914	1,052	1,066	1,102	1,141	1,167	1,192

(単位：人)

年 度	S 52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
人 数	1,209	1,231	1,245	1,251	1,248	1,153	1,144	1,134	1,122	1,117

(単位：人)

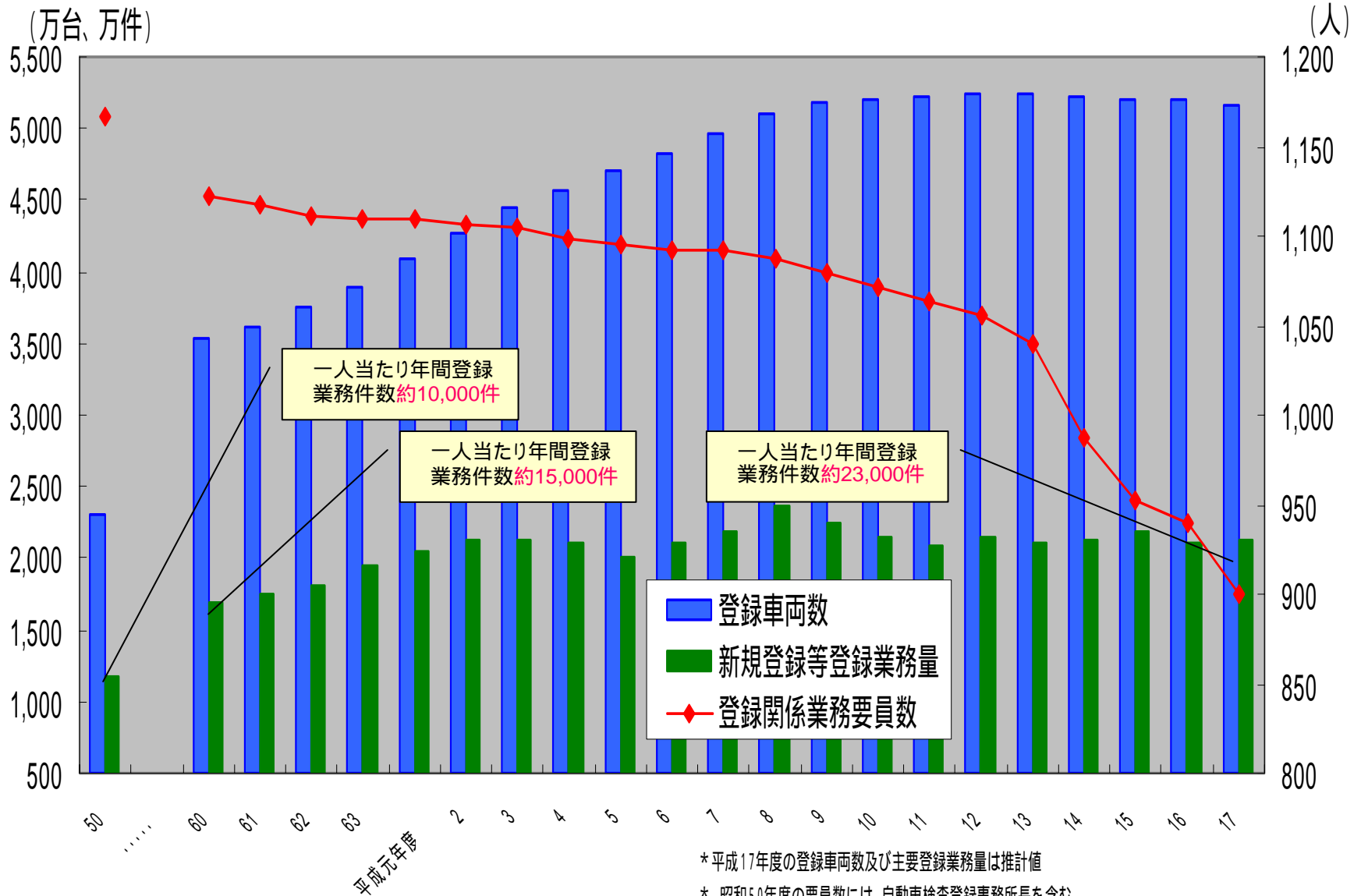
年 度	S 62	63	H 1	2	3	4	5	6	7	8
人 数	1,111	1,109	1,110	1,106	1,105	1,099	1,095	1,092	1,092	1,088

(単位：人)

年 度	H 9	10	11	12	13	14	15	16	17
人 数	1,080	1,071	1,063	1,056	1,040	987	953	939	900

昭和56年度までは、自動車検査登録事務所長を含む。

# 自動車登録業務の主要業務指標と定員の推移



\*平成17年度の登録車両数及び主要登録業務量は推計値

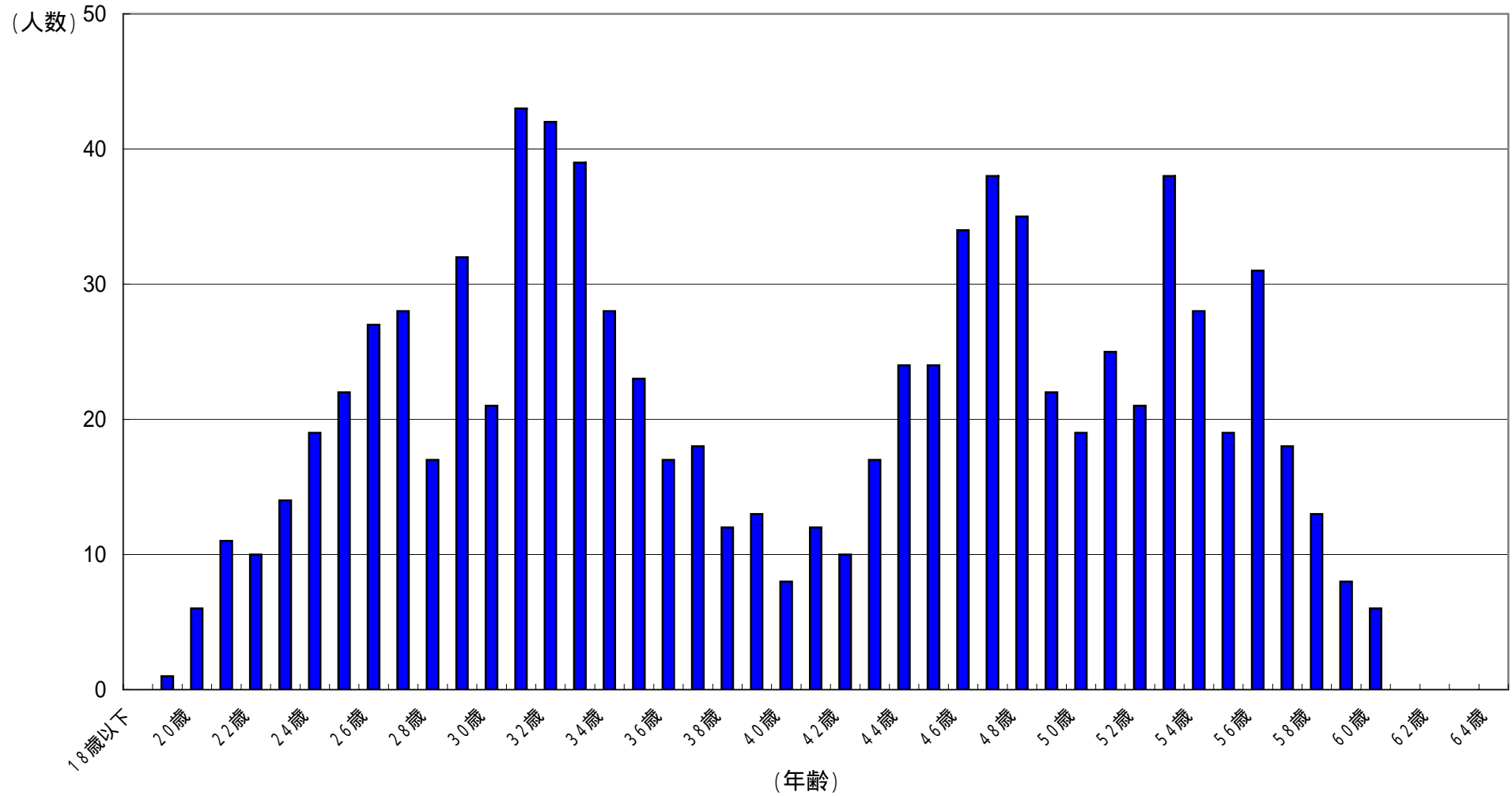
\*昭和50年度の要員数には、自動車検査登録事務所長を含む

在職狀況

	実員数
18歳以下	
19歳	1
20歳	6
21歳	11
22歳	10
23歳	14
24歳	19
25歳	22
26歳	27
27歳	28
28歳	17
29歳	32
30歳	21
31歳	43
32歳	42
33歳	39
34歳	28
35歳	23
36歳	17
37歳	18
38歳	12
39歳	13
40歳	8
41歳	12
42歳	10
43歳	17
44歳	24
45歳	24
46歳	34
47歳	38
48歳	35
49歳	22
50歳	19
51歳	25
52歳	21
53歳	38
54歳	28
55歳	19
56歳	31
57歳	18
58歳	13
59歳	8
60歳	6
61歳	
62歳	
63歳	
64歳	
計	893

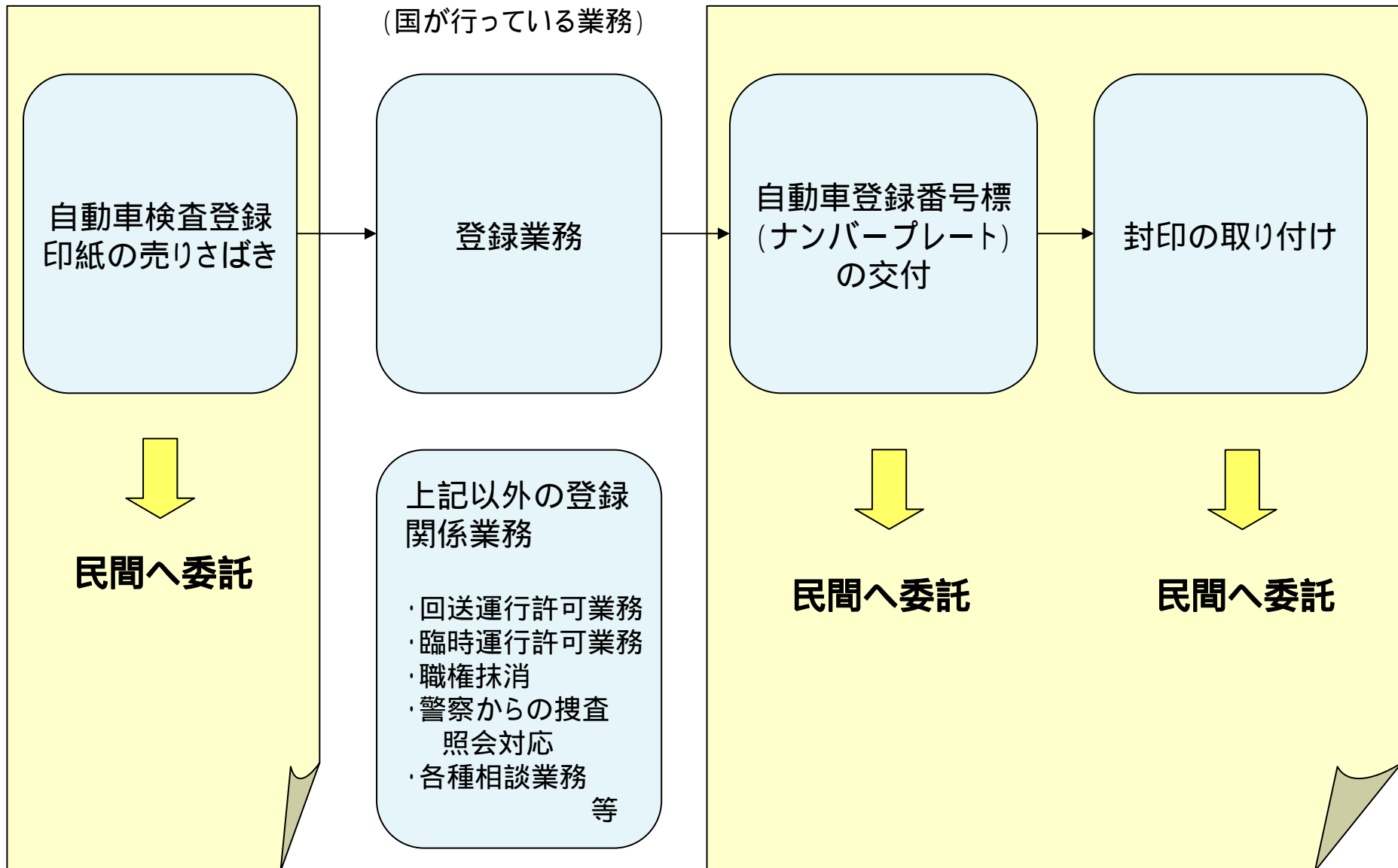
府省名	国土交通省
対象事業名	自動車登録
年	18年

# 実員数(平成18年3月31日現在)



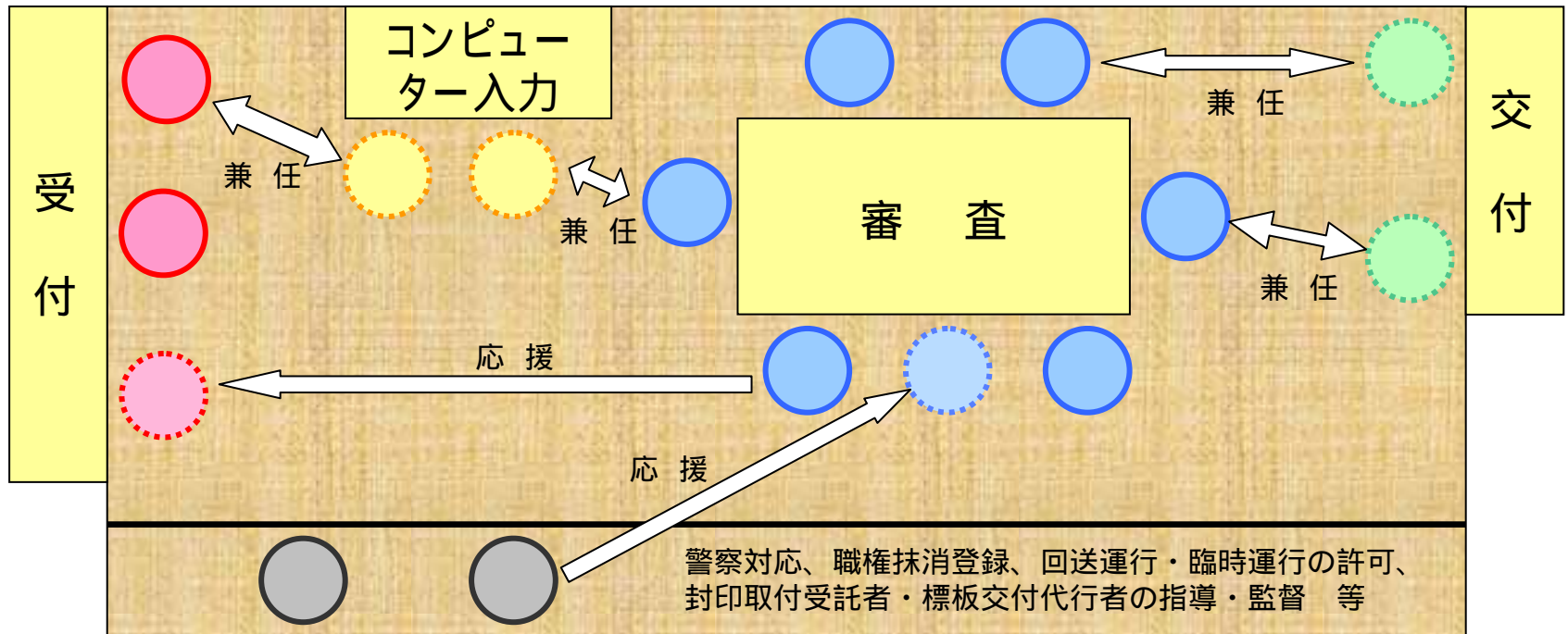
(注)自動車検査登録事務所長30人を除く。

# 自動車登録関係業務の民間委託について



# 運輸支局(10名程度)の登録業務の実例

- ✚ 一人の職員が複数の持ち場を兼任。
- ✚ 業務の状況に応じ他の持ち場を応援。



業務の状況に応じ登録関連業務(警察対応、職権抹消登録、回送運行・臨時運行の許可等)に従事する者(●)が応援することもある。

# 諸外国の自動車登録制度について

国	登録実施機関名	職員数	職員身分	業務実施体制	登録自動車台数	年間処理件数	一人当たり処理件数	所有権公証の有無
日本	国土交通省 (Ministry of land, infrastructure and transport)	900人 (H17年度。自動車検査登録事務所長を除く。)	国家公務員	全国93箇所の運輸支局、自動車検査登録事務所等において実施	5193万台 (2005年)	2115万件 (2005年)	2.28万件 /人・年	あり
アメリカ (ワシントン州)	Vehicle Services Department (VSD)	約400人  この外に運転免許関連業務を担当するDriver Services Department (DSD) 事務所において、VSD職員及びDSD職員が登録事務を実施(人数は推定1000人~1100人)	州公務員 (State official)	137箇所  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     VSDの下部組織                      ・ Metro Area Operations Office(9箇所)                      ・ Downstate Field Services Center(11箇所)                      DSDの下部組織                      ・ Driver Services Facilities (117箇所)                 </div>	1040万台 (2004年)	900万件 (2004年)	-	あり
イギリス	The Driver & Vehicle Licensing Agency (DVLA)	6533人 (2005年)	国家公務員 (Civil servant)	Vehicle Registration Office (VRO)・45箇所	3298万台 (2005年)	1800万件 (2005年)	0.28万件 /人・年	調査中

国	登録実施機関名	職員数	職員身分	業務実施体制	登録自動車台数	年間処理件数	一人当り処理件数	所有権公証の有無
フランス	内務省 (Ministere del'Interieur) 制度の企画立案は、運輸省 (Ministere del'Equipement, Transport et du Logement) の道路交通安全局 (Direction dela securite et de la Circulation Routieres)	約 2 0 0 0 人	国家公務員 (Government Official)	全国250箇所の地方長官庁 (Préfectures) 及び郡庁 (sous-préfectures) の事務所	5600万台 (2004)	2300万件 (2004)	1.15万件 / 人・年	あり
ドイツ	登録情報の管理 運輸建築都市開発省自動車交通庁 Bundesministerium fur Verkehr, Bau und Stadtentwicklung Kraftfahrt-Bundesamt  登録業務 連邦州	(調査中)  3 3 8 人 (2005) (ベルリン州)	連邦公務員 (federal government official)  連邦州公務員 (federal state government official)	本部 (Flensburg)  全国448箇所の自動車登録事務所 (Landesamt für Bürger und Ordnungsangelegenheiten, Referat Kraftfahrzeug-zulassung) (LABO) ベルリン州は2箇所	6100万台 (2005)	3600万台  100万件 (ベルリン州)	0.29万件 / 人・年	あり

- ( )・自動車の登録とともに他の業務も行っている場合もあるが、切り分けが困難であるため、単純な比較は必ずしも適切でない。
- ・所有権の公証については、各国間で法制度がそれぞれ異なり定義付けが困難であるため、所有者のみが登録を受けることができるか否かで判断。



### 【定員純減に向けた検討の方向】

自動車保有関係手続のワンストップサービスが、平成 17 年 12 月から導入されている(20 年までに全国展開)が、関係手続の I T の活用によるスリム化を推進すること。

### 【現時点における検討結果】

1 . 自動車の検査・登録、車庫証明、自動車税等の納付といった自動車の保有に係る手続については、自動車ユーザーの利便性の向上等を図る観点から、オンラインにより一括して申請できるワンストップサービス化(「自動車保有関係手続のワンストップサービス・システム」( O S S )) を推進しているところであり、昨年 1 2 月 2 6 日から、一部地域(東京、神奈川、愛知、大阪の 4 都府県)において、一部手続(新車新規登録手続)について導入されたところである。

本年 4 月からは、埼玉、静岡の 2 県について対象地域を拡大することとしており、今後、平成 2 0 年を目標に、全国への地域拡大とともに、対象手続を移転登録・変更登録など全手続に拡大することを目指している。

2 . 今後、O S S の導入・普及状況を踏まえ、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理等について業務の効率化を進めることとしている。

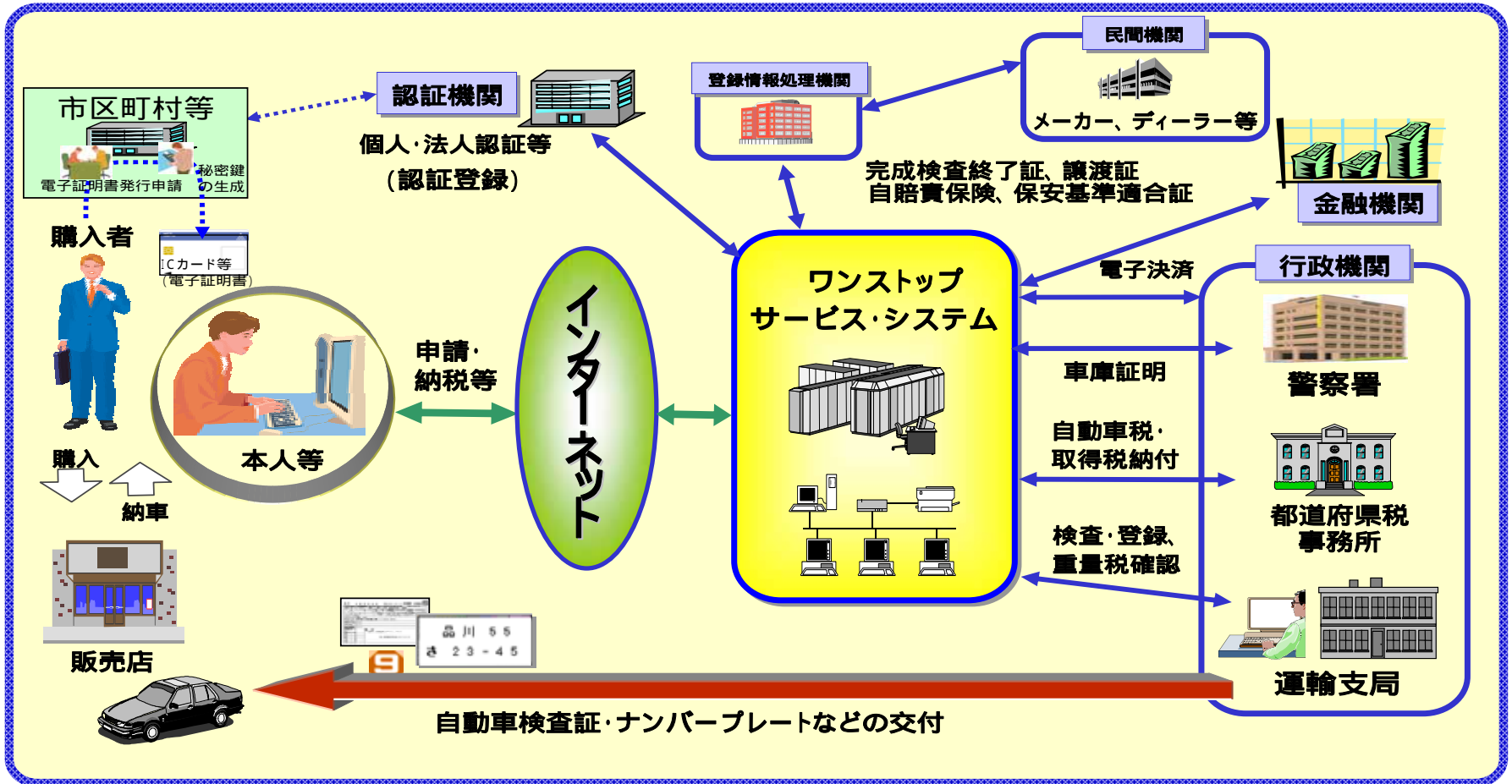
3 . しかしながら、O S S は、現在、上記 1 . で述べたように都道府県へ呼びかけを行って地域の拡大を進めている途上であり、また、昨年末 4 都府県で稼働したが、まだ稼働間もないことに加え、都道府県、都道府県警察、民間機関の多岐に渡るシステムと連携したものであること、さらには、申請に際し必要となる住民基本台帳カードによる公的個人認証の普及率が全国で 0 . 1 % 弱にとどまるなど、商業登記認証を含めた認証基盤の整備が十分でないことから、現時点において、O S S による業務の効率化について定量的に算定することは困難である。

# 自動車保有関係手続のワンストップサービス化の推進

自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等)について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図る観点から、オンライン申請によるワンストップサービス化を推進



## ワンストップサービス化のイメージ



## 【定員純減に向けた検討の方向】

その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

## 【現時点における検討結果】

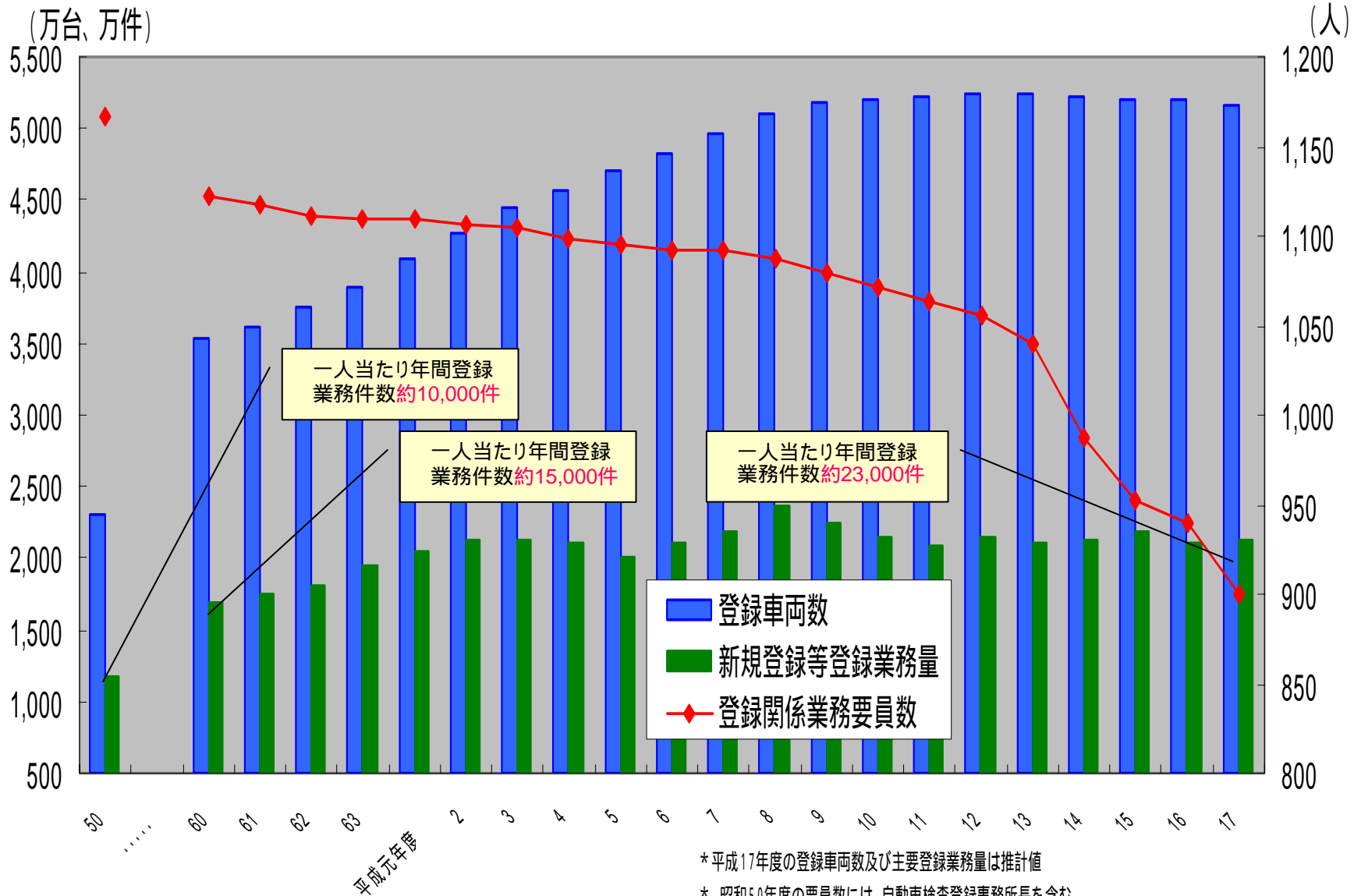
1. 昭和60年度から平成17年度までのこの20年間を見ても、自動車の保有台数は大幅に増加してきており、これに伴い自動車の登録業務も大きく増大しているが、自動車の登録業務については、必要最小限の要員で効率的に対応してきているところである。

具体的には、昭和60年度と平成17年度を比較すると、自動車保有台数は46.0%増(16.3百万台増)、新規登録等登録業務量は26.7%増(4.5百万件増)となっているが、登録関係要員数は18.8%減(216人減)となっている。

2. また、平成17年1月より、自動車リサイクル法の施行等に合わせ、自動車登録制度が改正され、「登録時の自動車リサイクル料金の預託確認」などの業務が追加されるとともに、さらに、「輸出抹消登録制度」、「自動車重量税の還付制度」が創設されており、新たに業務が拡大されている。

3. 以上述べたような自動車登録業務の業務量の大幅な増大や拡大に、業務のシステム化等により最小限の要員で対応してきているところであり、既に最大限の業務の効率化を図っているところである。

# 自動車登録業務の主要業務指標と定員の推移



# 登録業務の効率化に向けた取り組み

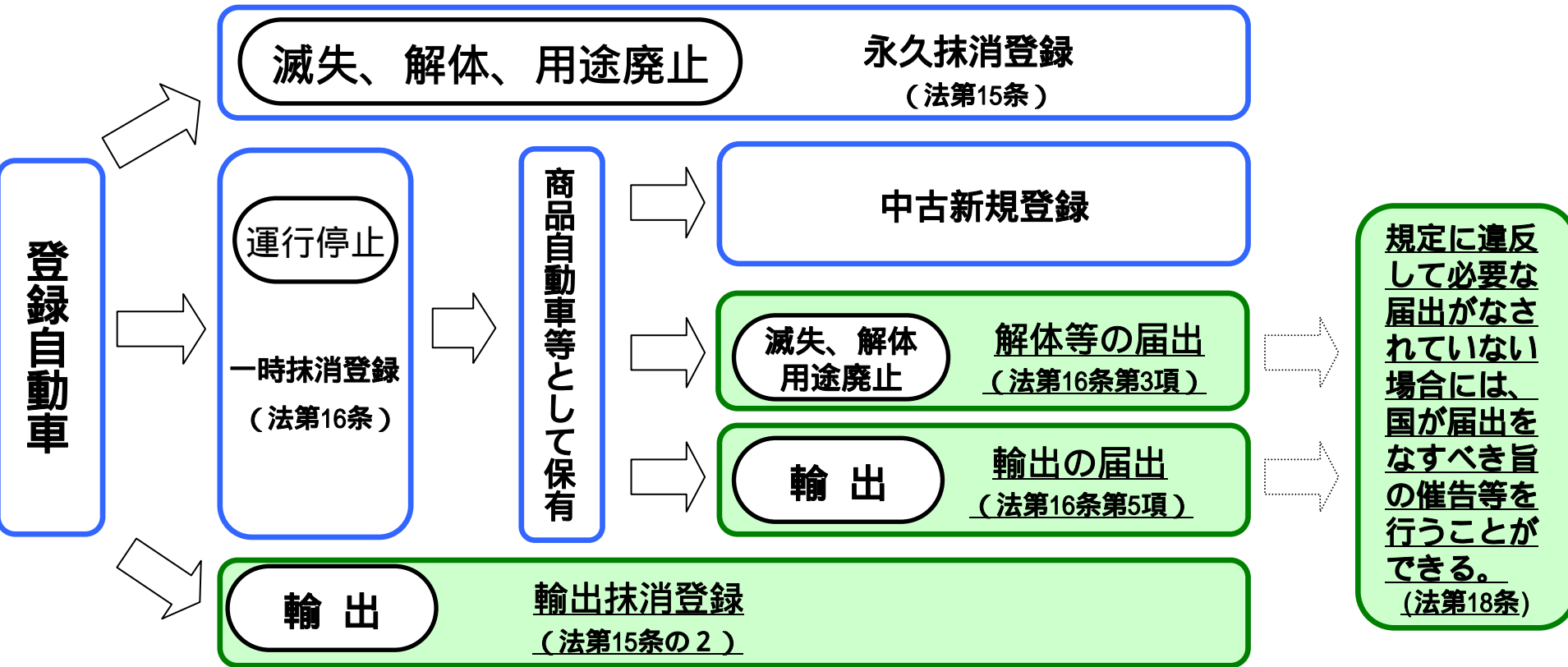
## ～ 登録業務の電子化・システム化 ～

昭和40年代の急速なモータリゼーションの進展に伴う業務量の増加に対応するため、業務の効率化を図る取組みとして、昭和45年3月、当時としては画期的な入力方式であるマークシート申請書を採用し、国の機関の中でも先駆的と言われた自動車登録検査業務電子情報処理システムを導入した。

具体的には、従来運輸支局等で個々に管理していた自動車登録原簿を電子ファイルで全国一元管理し、運輸支局等の端末機器と本省のセンター機器とをデータ伝送回線で接続することによって、オンライン・リアルタイム方式により個々の登録業務を行うものである。

これまで4回のシステム更改を行ってきており、入力技術の飛躍的進歩を踏まえ、申請書の記入方式にOCR(光学的文字読取装置)方式の導入、高速レーザープリンターの採用等、ユーザー利便の向上に努めつつ、システムや機器の業務処理能力の向上による業務の効率化を図ってきている。

# 新たな自動車登録関係業務について ～ 抹消登録制度の改正〔平成17年1月施行〕～



## 自動車重量税還付制度

自動車が適正に解体された場合には、永久抹消登録及び解体の届出の際に、自動車重量税の還付請求申請を行うことができる。

は、平成17年1月から施行された新たな業務

# 自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)の概要

運輸支局、自動車検査登録事務所では、自動車の新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録等の自動車の登録業務を以下のようなシステムを利用して行っている。

運輸支局等

TC 端末制御装置

業務処理端末

入力装置 (OCRシートリーダー)

HS・照会端末

レーザープリンター

検査標章プリンター

オンライン

稼働系センター

オンライン系

通信処理装置

原簿  
ファイル

待機系

オンライン

バックアップセンター

通信処理装置

オンライン系

原簿  
ファイル

